

生活・事業を支えるための支援一覧



支援制度
(個人向け)



支援制度
(事業者向け)

支援名	内容	問い合わせ
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の雇用者へ日額最大1万1000円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
子育て世帯生活支援特別給付金 ※令和4年2月28日(月)まで	コロナの影響で収入が減少した人(ひとり親世帯・その他世帯)へ給付金を支給	こども未来課 ☎21-0288
市税の納税猶予	一時的に市税などを納付することができない場合に納税を猶予	税務課 ☎21-0215
国民健康保険税の減免	主な生計維持者の収入が3割以上減少するなど要件を満たす場合に減免	税務課 ☎21-0214
介護保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
後期高齢者医療保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者向け 傷病手当金の支給	感染などで勤務ができなくなり、給与を受け取ることができなくなった人への手当金	介護医療連携課 ☎21-0258
国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減った人の国民年金の支払いを免除・納付猶予(令和2年2月分以降)	日本年金機構高梁年金事務所 ☎21-0570
一時的な市営住宅の提供	住居を失う恐れがある人などに市営住宅を一時的に提供	都市整備課 ☎21-0237
住居確保給付金	住居を失う恐れがある人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎22-9111
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金で困っている人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎22-7243
生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できず、一定の要件を満たす世帯へ支給	福祉課 ☎21-0266
岡山県時短要請協力金(第8期)	1月27日～2月20日に営業時間短縮などの要件を満たした飲食店に協力金を支給	岡山県時短要請協力金コールセンター ☎086-226-7005(第8期)
高梁市店舗内等感染拡大防止対策支援補助金 ※2月28日(月)まで延長	感染防止対策で店舗の設備改修、または備品導入を計画している事業所へ最大10万円	産業振興課 ☎21-0229
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	産業振興課 ☎21-0229
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎22-2291
高梁市雇用安定助成金	国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対し、その額の3%を上乗せして助成	産業振興課 ☎21-0229
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)	運転資金や設備資金の融資認定	岡山県信用保証協会 ☎086-243-1121 産業振興課 ☎21-0229

個人向け

事業者向け

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)が始まりました

1月下旬から新型コロナウイルスの追加接種(3回目)を「ファイザー社」「武田・モデルナ社」のワクチンを使用し、1日300人を上回るペースで進めています。
追加接種時期の前倒しについて

市では、全ての人の追加接種時期を2回目の接種日から6～7カ月経過後に前倒ししており、これに伴い、追加接種用書類の発送時期も早めています。追加接種用書類は2回目の接種日に基づいて順次送付します。

予約の取りやすい接種施設

武田・モデルナ社ワクチンを使用している接種施設の方が予約を取りやすい状況です。

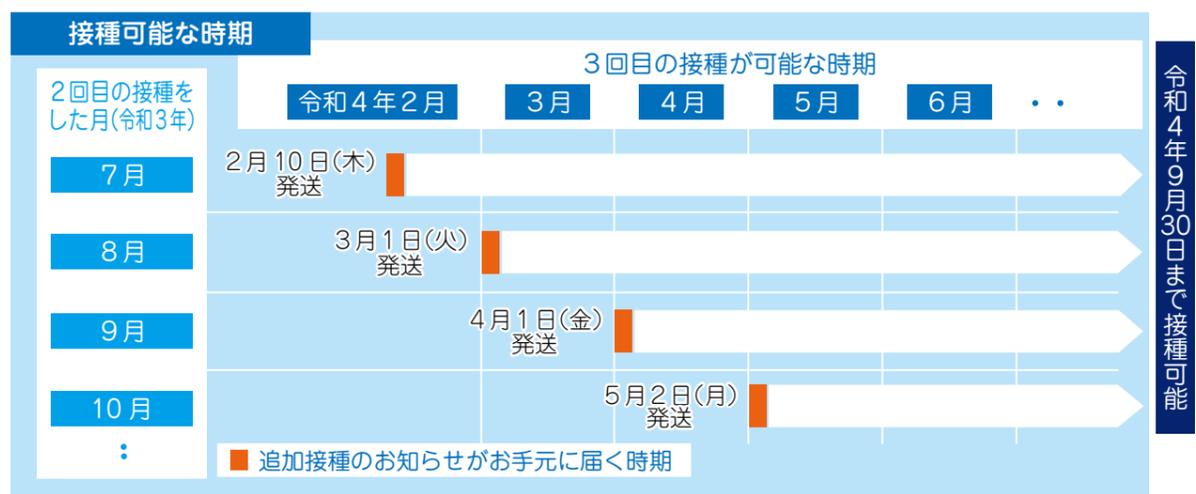
ワクチンの交互接種について

1～2回目と異なるワクチンを接種する「交互接種」により、中和抗体がより多く得られるとの報告もあり、若年者よりも抗体価が上がりにくい高齢者には交互接種も有効です。

成羽病院の取り扱いワクチンを変更

国のワクチン供給スケジュール変更に伴い、3月1日(火)から成羽病院で使用するワクチンは「ファイザー社製」から「武田・モデルナ社製」に変更されます。なお、2月中に接種する人は変更ありません。その他の医療機関ごとの取り扱いワクチンについては、市ウェブサイトをご覧ください。

☎21・0211
高梁市新型コロナウイルスワクチンコールセンター



※発送日から到着までに数日かかる場合があります。また、令和3年11月以降に2回目を接種した人には、2回目の接種日から6カ月経過する月の翌月初旬に発送します。

令和4年9月30日まで接種可能

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯などを支援するため、臨時特別給付金を給付します。

対象 次の①か②のいずれかに該当する世帯

- ① **住民税非課税世帯**：令和3年12月10日時点で市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は対象外)
- ② **家計急変世帯**：申請日時点で市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給額

1世帯あたり10万円(1世帯1回限りの給付で、対象条件の両方を重複しての受給はできません)

支給手続き

① **住民税非課税世帯**：対象世帯には準備が整い次第、お知らせと確認書を送付します。

② **家計急変世帯**：給付金を受け取るためには申請が必要です。手続きについては準備が整い次第、市ウェブサイトなどお知らせします。

受け付け開始日

①、②ともに3月1日(火)

その他

○ 配偶者からの暴力などを理由に住民票の異動ができない人は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

○ 臨時特別給付金を装った詐欺にご注意ください。市職員などが手数料の振り込みやATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話や郵便が届いた場合は、警察や市役所にご連絡ください。

☎ 臨時給付金対策室 ☎21・3666(2月1日から市役所1階市民ホールに設置)

制度に関する問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(内閣府) ☎0120・526・145(午前9時～午後8時)